



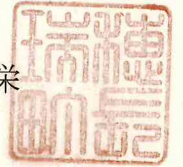
瑞穂町告示第150号

差押調書（謄本）の公示送達について

このことについて、地方税法第20条の2の規定に基づき、その送達を受けるべき者の現住所が不明のため、当該書類を瑞穂町長が保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでもこれを交付する。

令和8年7月9日

瑞穂町長 山崎 栄



記

1 送達すべき書類

差押調書（謄本） 1通

2 送達を受けるべき者

河合 恵介